

随時公募（先着順）申込説明書

一般競争入札による市有財産売却の公告を行ったものの、入札参加申込がなかった等、譲受者が決定しなかった物件について、一定の期間を定め、随時公募（先着順）による売却を行うものです。

1 随時公募（先着順）売払物件

(1) 随時公募（先着順）売払物件（以下「物件」という。）は、以下のとおりです。

| | | | |
|------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 物件名称 | 旧豊岡苗圃 | | |
| 所在地 | 浜松市中央区豊岡町142-1、2、3 | | |
| 区分 | 土地 | 浜松市中央区豊岡町142-1、2、3 | 5929.59m ² |
| | 建物 | 浜松市中央区豊岡町142-2 | 117.4m ² |
| 売却期間 | 令和8年1月5日～令和8年3月5日 | | |

(2) 現地説明会は個別に対応いたしますので、12問い合わせ先までご連絡ください。なお、譲受者への物件引渡しは現状有姿となります。

2 謙受申込資格

譲受申込資格は、個人又は法人で次の各号に掲げる者以外のものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (4) 浜松市税を滞納している者
- (5) 正当な理由がなく、市有地の売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があつた日から2年を経過しない者
- (6) 入札参加申込書及び入札保証金を指定した期日までに提出しなかった者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (8) 農業委員会から、農地法第3条に係る買受適格証明書の交付を譲受申込期間内に受けなかつた者

3 謙受申込の制限

申込みは2名以上の連名（共有）とすることも可能です。この場合には申込者の方全員が、譲受申込資格を備えていることが必要です。

4 謙受申込方法

謙受申込者は、「財産謙受申込書（公有財産管理規則第11号様式）」に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類をそろえて受付場所に直接お持ちください。

* 直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による申込みは受け付けません。

（1） 必要書類等

申込みの際に必要となる書類は次のとおりです。連名により申込みする場合は、申込人それぞれについて下記エ～キの書類が必要となります。なお、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承願います。

ア 財産謙受申込書（公有財産管理規則第11号様式）

イ 見積書（第1号様式）

ウ 利用計画書（第2号様式）

エ 個人の場合：申込者の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）（世帯全員のものも可）

法人の場合：登記事項証明書（現在事項全部証明書）

* 申込日前3か月以内に発行されたものに限ります。

オ 身分証明書（本籍のある市区町村の発行する身分証明書）

* 取得方法は、直接各役所・役場にお問い合わせください。

* 法人及び外国人は提出不要です。

* 申込日前3か月以内に発行されたものに限ります。

カ 誓約書（第3号様式）

キ 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書（第4号様式）

ク 買受適格証明書

* 農地法第3条の許可が受けられることを確認するための書類です。謙受申込期間内に農業委員会に対して証明願いを行い、その証明を取得のうえ提出してください。

* 農地法第3条に係る買受適格証明書の申請期間は、毎月16日頃～25日（土日祝日を除く、25日が休日のときはその前日、8時30分～17時15分）で、翌月16日頃に結果が交付されます。

* 詳細は農業委員会事務局（電話番号：053-457-2485）にお問い合わせください。

（3） 受付場所

浜松市都市整備部緑政課（中央土木整備事務所1階）

住所：浜松市中央区北寺島町617-6 電話番号：053-457-2586

5 契約にあたって付す条件

契約にあたって付す条件は次のとおりです。

| | |
|------|--|
| 禁止用途 | <p>譲受者は売扱物件を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所 ・無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。 |
|------|--|

6 謙受者の決定方法

浜松市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の額をもって最も早く申込を行った方を、
譲受者として決定します。（申込額が予定価格に達していないときは譲り受けできません。）

7 売買契約の締結

(1) 謙受の決定を受けた方には、売却決定通知等、契約に必要な書類をお渡しします。契約は、市が定める所定の様式により行うものとします（別紙4）。この契約書には、売買金額に応じた収入印紙を貼付する必要があります。

農地法第3条の場合

譲受の決定を受けた方は、購入後、農業委員会に対して農地法第3条に係る許可を申請し、当該申請に対する許可書を得て、市に提出してください。譲受者が当該許可書を得られなかったときは、市は売払い決定を取り消すものとします。

(2) 謙受の決定を受けた方は、財産譲受申込に対する市からの売扱決定通知を受理した日から起算して7日以内（浜松市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）に、市が定める所定の様式により売買契約を締結するものとします。期限までに契約を締結しない場合、売扱決定は効力を失います。

(3) 契約の締結に当たり、契約保証金として売買代金（消費税額を含む。）の100分の10以上を納付していただく必要があります。ただし、下記8(2)のとおり、この契約保証金分を含め一括で代金決済することができます。

8 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法には、次の2通りの方法があります。

- (1) 売買契約締結と同時に、市が発行する「納入通知書」により、売買代金全額（契約保証金を含む）を一括払いする方法。
- (2) 売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金（消費税額を含む。）の100分の10以上を納付し、その後、売買代金と契約保証金との差額を契約日から30日以内に市が発行する「納入通知書」により支払う方法。

* 売買代金の不払いその他の契約上の義務の不履行がある場合、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により浜松市に帰属することとなりますのでご注意ください。

* 地方自治法第234条の2第2項

普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金…（中略）…は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

9 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったものとします。引渡しは物件調書に特別の記載がない限り、現状有姿にて行います。
- (2) 所有権移転登記は、物件の引渡し後、譲受者の請求により市が行います。
*市が行うのは所有権移転登記のみです。購入物件に抵当権等を設定したいときは、譲受者の責任と負担で設定してください。また、建物については未登記のため、建物表題登記が必要な場合には、落札者の負担にて行ってください。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、譲受者の負担となります。また、所有権移転登記に当たり、追加で証明書等の提出を依頼することができます。
- (4) 所有権移転登記の完了を証する書類は、登記完了後に譲受者にお渡しします。

10 情報公開

入札及び落札に関する情報については、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）、浜松市における物品の購入等に係る競争入札の公開に関する要領その他、民主的で開かれた市政の運営に必要であると認めるときは、個人情報等を除き公開することができます。

11 取得後にかかる税金

所有権移転後の原因により生じた公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、譲受者の負担となります。

12 問い合わせ先

〒430-0923 浜松市中央区北寺島町617-6

担当：浜松市都市整備部緑政課

緑政グループ

電話：053-457-2586